

令和7年度 秩父市住宅・店舗等リフォーム資金助成事業

◎リフォーム（改修）工事等を行う場合に、その経費の一部を助成します。

「自己居住用住宅」に加え、「店舗・事務所」のリフォーム（改修）工事等を行った場合も対象となります。

また、前回の交付決定日から5年※が経過すれば、再度助成金の交付申請が可能となりました。

※令和元年度以前にこの助成金を受けた方が対象となります。

対象者

- ① 市内にリフォームを行う住宅・店舗・事務所を有する方で市税の未納がない方
- ② 対象工事について、市で実施している他の助成・補助等を受けていないこと



対象工事

- ① 対象者が有する住宅・店舗・事務所の修繕・補修増築などの工事であること
 - ② 市に登録している施工業者に依頼して行うリフォーム工事等であること
 - ③ 着工前のリフォーム工事等であること（現場確認する場合があります）
- ◇ 新築工事等は対象外です。

※ その他の工事については、お問い合わせください。

助成金額

20万円以上(消費税を除く)の工事に対し、工事費の10%(上限15万円・1000円未満切捨て)

※ 工事費(消費税を除いた金額)は、申請時に見積書の写し、完了時に領収書の写しで確認します。

申請後、工事金額に増額があっても、助成金額は変更できません。

また、完了時に見積り額を下回っている場合、助成金の額は変更になりますのでご注意ください。

申請受付

申請書類配布	令和7年4月14日(月)～(平日8:30～17:15) 産業支援課(歴史文化伝承館3階) 秩父市役所本庁舎1階 総合案内横チラシ置き場 吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課
受付日時	令和7年5月12日(月)～5月23日(金) 平日9:00～17:00
受付場所	産業支援課(歴史文化伝承館3階) 吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

※ 申請書類には、印鑑・見積書の写し、施工前の現場写真が必要となります。

申請書類は、市ホームページからもダウンロードできます。

裏面も必ずご覧ください。

令和7年度 秩父市住宅・店舗等リフォーム資金助成事業

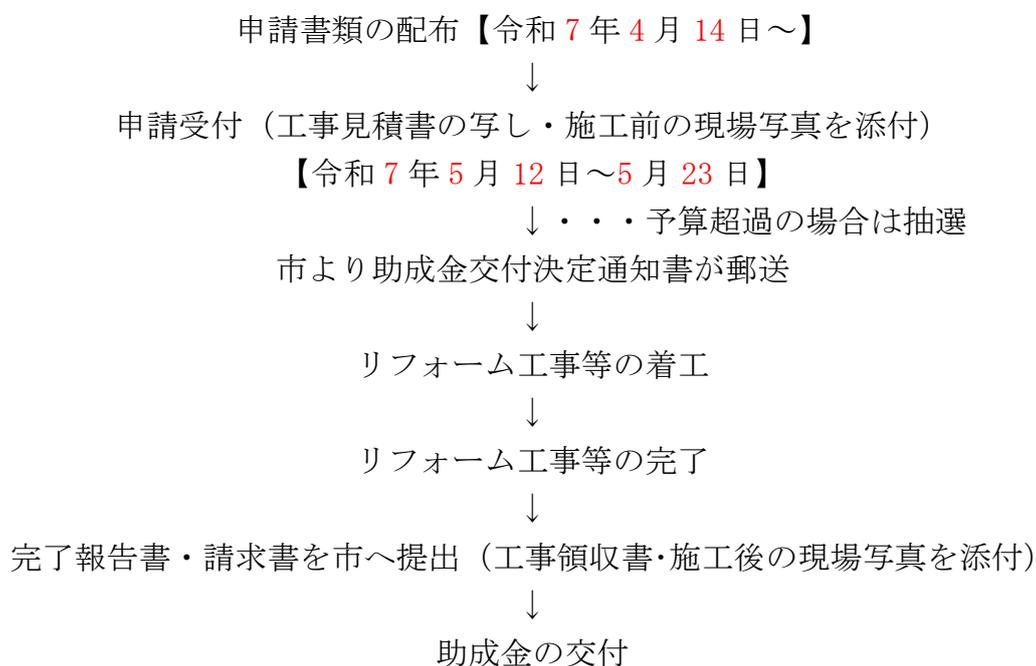
特記事項

- 昭和56年5月31日以前に建築された建物を、現行の耐震基準に適合させるための工事は、令和元年度までに住宅リフォーム資金の助成を受けていても1回に限り助成が可能です。
※ 詳細については、お問い合わせください。

その他注意事項

- 申請は先着順ではないので、並ぶ必要はありません。
(申請受付は原則として本人またはご家族の方に限ります。代理の場合委任状をお持ちください。)
- 申請受付期間終了時において、予算を上回った場合は、初めて助成を受ける方を優先とし、抽選を行います。
- 必ず工事前にお申込みください。工事着工後の申請は受付できません。

フロー図



【問い合わせ】 秩父市 産業観光部 産業支援課（歴史文化伝承館3階）
TEL 25-5208（直通）

表面も必ずご覧ください。